

答 申

第1 審査会の結論

狭山市長は、異議申立ての対象となった文書について、「第5 審査会の判断」に示したとおり、開示すべきである。

第2 異議申立ての経緯

1 平成19年4月13日、異議申立人(以下「申立人」という。)は、狭山市入間川 番地の建築物に関する都市計画法(昭和43年法律第100号)の違反指導経過書及び関連文書等(以下「本件文書」という。)について、狭山市情報公開条例(平成13年条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、狭山市長(以下「実施機関」という。)に対し、公文書開示の請求をした。

2 平成19年4月23日、実施機関は、本件文書のうち、個人に関する情報(住所、氏名及び電話番号並びに場所を特定する地番)の全部及び事務又は事業の執行情報(違反事実の発見把握等に関する情報及び検査、取締りの報告等の情報)の一部について非開示とした。

3 平成19年5月1日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、異議申立てをした。

4 狭山市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は、実施機関の平成19年6月4日付け理由説明書を受理し、平成19年6月19日、狭山市建設部開発審査課(以下「開発審査課」という。)の担当者より意見を聴いた。

- 5 審査会は、申立人の平成19年7月1日付け意見書を受理し、平成19年7月18日、申立人の意見を聴いた。

第3 申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

申立人が行った本件文書の開示請求に対して、実施機関が平成19年4月23日付けで行った部分開示決定について、その取消し及び当該情報の全部公開（個人情報を除く。）を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

申立人は、異議申立書、意見書及び審査会での意見陳述において、次のように主張した。

- (1) 平成18年4月、申立人の所有地に隣接する土地に、違法建築物と思われる建物が造られ始めたため、所管する開発審査課へ通報した。
- (2) 通報してから約1年が経過したが、その間に建物がほぼ完成してしまった。

部分開示された違反指導経過書によれば、開発審査課の担当者は、現地調査等を行っていたようだが、行政指導の過程で、市と違反者との間で、どのような協議がなされたのか把握できない。また、開発審査課の担当者においても、説明できないとのことであった。

申立人は、市がどのような行政指導していたのか、あるいは何もしていなかったのではとの疑問すらあるとしている。

- (3) 情報公開制度を利用しても、違反指導経過、市の違反者への対応部分が公開されないのでは、「市民の知る権利を尊重し」と規定された条例第1条の趣旨に反する。

第4 実施機関の主張

実施機関は、理由説明書及び審査会での意見陳述において、次のように主張した。

- 1 請求に係る本件文書は、埼玉県の違反開発等に関する事務処理要領（平成9年4月1日施行。以下「県事務処理要領」という。）を参考に、違反是正指導事務を行い、その措置状況や経過を記録している都市計画法の違反指導事務に関する記録である。当該文書の取扱いについては、県事務処理要領第20条第2項において部外秘とされているが、同項ただし書により開示したものである。
- 2 本件文書における非開示情報は、個人の住所、氏名及び電話番号並びに場所を特定する地番、そして、指導対応時の違反者の主張、指導内容及び通報者にかかる記述部分であり、条例第7条第2号及び第5号の規定に該当することから、これらを非開示としたものである。
- 3 本件文書における違反開発に対する取締り及び指導等は、反復継続して行われるものであるため、その手法等を公開することは、悪用される可能性も十分考えられる。また、条例第7条第5号に規定する、公にすることにより、当該事務又は事業の目的が損なわれるおそれのある情報でもあるため、非開示としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、申立人と実施機関の各主張について審査した結果、以下のとおり判断する。

なお、本件文書のうち違反指導経過書は、通報者及び違反者の言動を業務日報のごとき方法で記載しているため、対応月日ごとに判断し、その他の文書写真等は種別ごとに判断する。

1 違反指導経過書

- (1) 平成18年4月26日、平成19年3月16日及び同年4月9日に関する記述

上記年月日の記述について、実施機関が条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当するとして一部を非公開としたことは妥当である。

- (2) 平成18年5月1日、同年5月15日、同年5月23日、同年5月24日、同年6月5日、同年6月9日、同年6月13日、同年6月16日、同年6月19日、同年7月18日、同年8月4日、同年8月29日、同年9月5日、同年10月20日、同年10月25日、同年12月20日及び平成19年3月27日に関する記述

都市計画法に基づく開発行為における違反指導は、違反者に違反行為を是正させることが基本である。一般市民、特に利害関係者にとっては、市の違反者への対応が遅く、かつ、手ぬるいと感じるところである。

これは、違反者に対する行政指導について、法令により市に十分な権限が与えられていないこともあり、一地方自治体、特に市単独では容易でないことも一因であると考えられる。

実施機関は、通報者が開発審査課の担当者に対し、違反開発への対応状況を知らせよう要望している記述や違反者の言い分、市の対応部分については、反復継続する同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に非開示とした。

まず、通報者及び違反者の供述部分についてであるが、違反指導経過書の記述方法は、厳格な様式に従っているものではない。そのため、通報者及び違反者双方の供述そのものが記述されている部分と実際に対応した市の職員が要約して記述しているものとがあり、市が供述の一部のみを記述し、一部が記述されていないとも推測され、誤解を招きかねないので、これらを一括りで判断することはできない。また、口述したとおりのも

のが記述されているとしても、要約したものが記述されているとしても、すべてが、条例第7条第2号(個人に関する情報)に規定される個人識別情報に該当するものでもない。

ただ、情報公開制度に基づく公文書公開は、開示請求された対象公文書が同一の場合は、いかなる請求者でも同様の開示内容となるのは、至極当然のことであるが、これにより、互いの個人情報、互いに知れる事態になりかねないものでもある。

ゆえに、条例第7条第2号に該当する、個人のプライバシーを害することが推測され、本人が開示されたことを知れば精神的な苦痛を受けるおそれがあると認められる部分については非開示とし、その他の部分については開示すべきである。

次に、市の対応部分の記述についてであるが、市としては、公開することにより、どの程度の違反に対して、どの程度の是正指導が要求されるかを知らしめることとなるため、第三者に悪用されかねないとの危惧を抱くのも、理解できないわけではない。

また、市は、市内の違反開発のすべてを把握し、今回と同様の是正指導をしているわけではないため、特定の違反開発について、どのような手順により、どのような指導経過を辿ったかが明らかになると、市に対する信用の失墜になりかねないと危惧している。

確かに、市の違反指導や取締りは、反復継続する事務又は事業であることは理解するが、現実問題として、同一の違反開発が発生する可能性は乏しく、指導や取締りがまったく同じになることも考えられない。

違反指導に当たり、市は、都市計画法及び県事務処理要領により、裁量権の範囲内で適切な指導等を行う権限を有しているのである。違反状況等を総合的に判断した結果、仮に、ある違反開発については是正指導し、他の違反開発についてはそうしなかったとしても、法令の認める裁量

権の範囲内の措置であるということもできる。

よって、市の対応部分については、開示しても同種の事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすとは認めがたいため、開示するのが妥当である。

ただし、個人を識別し得る部分については、通報者及び違反者の供述部分で判断したとおり、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当するため非開示とすべきである。

2 現場写真

本件文書に附属した現場写真については、違反開発の対象物以外のすべてと、違反者の住所及び名称が確認できる部分を非開示としているものである。

違反者の住所及び名称については、違反している法人が特定されることとなり、条例第7条第3項（法人に関する情報）に該当するため、非開示とすることは妥当であるが、それ以外の部分である建築物及び敷地の外観は、特段非開示とする理由が見当たらないため、開示が妥当である。

3 是正通知文書

是正通知文書は、開発審査課長名をもって、違反者に対し、出頭要請をした通知文書である。違反者の住所及び氏名、市の違反指導に関する部分並びに違反者の供述部分が非開示となっているものであるが、前記のとおり、市の違反指導に関する記述については、開示することが妥当である。

4 その他の文書

条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当する部分を非開示としたことは妥当である。

狭山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 町 田 富士雄

委 員 莊 司 八恵子

委 員 清 水 七都子

委 員 上 野 晴 樹

委 員 磯 部 静 夫

[参考] 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 5月 1日	公文書開示請求者より異議申立書提出
平成19年 5月17日	実施機関より諮問書の提出
平成19年 6月 4日	実施機関より理由説明書の提出
平成19年 6月19日	第1回審査会
平成19年 7月18日	第2回審査会（口頭意見陳述）
平成19年 8月21日	第3回審査会
平成19年11月15日	第4回審査会
平成19年11月28日	答申